

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月21日(金) 午後2時から午後3時
2 開催場所 瀬戸市役所大会議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実 欠
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司

(出席 19 欠席 1)

4 議事日程

- | | | |
|--------|-------------------------------|------|
| 第7号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第8号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第9号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第10号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第11号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第12号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第13号議案 | 農用地利用集積計画の変更について | 4 件 |
| 第14号議案 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について | 1 件 |
| 報告第6号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について | 1 件 |
| 報告第7号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について | 11 件 |
| 報告第8号 | 現況証明願出書について | 2 件 |
| 報告第9号 | 青年等就農計画認定申請書について | 1 件 |

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会2月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。
なお、9番 中村 征実（なかむら まさみ）委員より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、
8番 長江 和春（ながえ かずはる）委員、
10番 藤井 義廣（ふじい よしひろ）委員を指名いたします。

議事に入る前に、先月保留となった第2号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請に係る第2号議案については、計画の変更が見込まれるため、取り下げとなりました。第2号議案は欠番とさせていただきますのでご承知おきください。以上です。

（第7号議案）

議長

では、これより議事に入ります。「第7号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記・現況地目ともに畑の1筆で面積は27㎡、今後も畑として、果樹を植える予定です。当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、隣地農地を耕作している受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、申請地の近隣において合計約2,000㎡の農地を耕作

しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第7号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第7号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第7号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第8号議案)

議長 続きまして「第8号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の1筆で、面積は1,037㎡、目的は資材置場及び駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地は、三角地となっており東が道路、西が畑、南が水路です。

排水は雨水のみで、申請地全面浸透です。

近隣農地への防除については、申請地は南にかけて傾斜しており西側の農地の方が高くなるため、支障ありません。

なお、本件は土地利用調整条例で協議済みです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第8号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第8号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第8号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第9号議案)

議長 続きまして「第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の2筆で、面積は779㎡、目的は資材置場です。

立地基準は、市街地近傍小集団農地のため、第2種農地に該当します。

申請地は、北と東と西が道路、南が山林です。

また、既に資材置場として使用しているため始末書が提出されています。

排水は、雨水のみで砂利敷きによる自然浸透です。

近隣農地への防除については、周辺に農地がないため支障ありません。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第9号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第9号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第9号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり承認すること

に決しました。

(第10号議案)

議長

続きまして「第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の1筆で、農地の面積は508㎡、目的は学習塾の建築です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地は、既に駐車場として使用できる砕石が敷かれているため始末書が提出されています。

申請地は、北と西が農地、南と東が道路です。

排水は、東側に最終柵を設置し、道路側溝へ排水します。

北と西の農地との間はコンクリートブロック等を設置せず既存のままとなりますが、従来もお互いの土地の法(のり)により谷の形状となっているため、お互いに水や土砂の影響を受けていません。

なお、建築許可について許可見込みである旨確認済みです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第10号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第10号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第10号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第11号議案)

議長

続きまして「第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が田、現況地目が雑種地の1筆で、農地の面積は678㎡です。一体利用地を含めた全体面積は、5,363㎡で、目的は資材置場及び駐車場の設置です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の農地部分は、既に乗入れ口として使用されているため始末書が提出されています。

申請地は、北が道路、西が住宅や道路、南と東が山林で、周辺に農地がないため近隣農地への支障はありません。

排水は、東に調整池を設置し、さらに東の川へ排水されます。

なお、本件は土地利用調整条例で協議済みです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。
第11号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第11号議案について、ご質疑はございま

せんか。

藤井委員 申請地ではない一体利用地の方が大きいのですが、一体利用地の利用予定はどうなっていますか。

事務局 記載のとおり資材置場および駐車場となっています。

藤井委員 そうであれば、一体利用地も申請地となるのではないですか。

事務局 申請地より周りの方が広く違和感があるかと思いますが、1筆だけ農地の地目の筆が残っております。その筆について、農地転用が必要で、周りすべてが一体利用地、という表現になり、資材置場および駐車場で利用する計画となっています。

藤井委員 一体利用地は農地ではないということですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第11号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり承認するこ

とに決しました。

(第12号議案)

議長 続きますして「第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目共に畑の1筆で、面積は247㎡、目的は分家住宅です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地は、北と西が道路、南と東は譲渡人所有の農地となります。

近隣農地への防除については、出入り口以外に小堤を設けます。排水については、申請地内に雨水枡や雨水管を新設し、合併浄化槽で処理された汚水とともに、道路側溝に排水します。

なお、建築許可について許可見込みである旨確認済みです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第12号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第12号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。

第12号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第13号議案)

議長 続きまして、「第13号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

受人について、番号1、2の方は農業塾卒塾生です。番号3の方は認定新規就農者です。番号4の方は現在農業塾に通っており、来週卒塾予定です。利用予定について、番号1、3、4は野菜等の畑、番号2は水稲です。なお、番号2は契約の更新で、他はすべて新規です。以上より、農用地利用集積計画の変更につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりです。

第13号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第13号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第13号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第14号議案)

議長 続きます「第14号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局 この指針は、以前は努力義務の作成でしたが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、農業委員会等に関する法律第7条において「指針を定めなければならない」と規定され、作成が法的義務となりました。本会は、平成30年に策定済みであるため問題ありません。

指針の改訂時期は、農業委員等の任期である3年ごとに見直しを行うものですので、昨年度に改訂することが望ましいものですが、「地域計画」や「非農地判断」と整合性を図るため、内容の精査により改訂時期が遅れておりますが、愛知県農業会議と調整しており、支障はありません。

主な改正内容として「地域計画」や「目標の達成状況に対する評価方法等」が追加されました。指針の参考例を全国農業会議所が作成しているため、その内容を加味しつつ、本市の内容に沿った指針を作成しました。詳細は事前にお送りした新旧対照表のとおりです。

目標値について具体的にご説明します。

新旧対照表の P.2 の「遊休農地の解消目標」をご覧ください。

右端の変更理由に※印で記載がありますとおり、瀬戸市ホームページに毎年掲載を更新している「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況等」の数値を現状の遊休農地として引用しております。目標値は農地面積が年間マイナス 1 %、遊休農地が年間マイナス 0.2ha となっています。

P.3 の「担い手への農地利用集積目標」をご覧ください。

こちらも瀬戸市ホームページに掲載している数値を引用していただき、最終的な目標が 80 %とされています。

P.4 の「新規参入の促進目標」をご覧ください。

こちらは、表の下の注釈に記載があるとおり、瀬戸市の基本構想の数値を引用しております。

以上のとおり、他の作成済みの資料と整合性を図り、各種目標値を作成しています。

説明は以上です。今後も農地パトロールの結果の遊休農地に対し、瀬戸市農地バンク制度を活用し、農地の出し手と受け手のマッチングをより推進していくこと等により、農地の有効利用の推進を図っていきたいと考えています。第 14 号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第 14 号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第14号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第6号、7号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、農地法第5条第1項第6号の届出については11件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第8号 現況証明願出書については2件ありました。詳細は記載のとおりです。

報告第9号 瀬戸市青年等就農計画の認定については1件あり、計画書と併せて家族経営協定書が提出されました。詳細は添付資料のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

議長 報告第9号について、私から質問です。家族経営協定書というのが添付されていますが、本人以外の家族の記載がありません。ひとりで家族経営協定書を作成していることについて、詳しく教えてください。

事務局 家族経営協定書ですが、ひとりでも協定を定めることができるということになっています。農業委員会や県の担当部局に立会人になってもらうことが

一般的です。

議長 この協定書を作るメリットが何かあるのですか。

事務局 本来は、農業経営等について家族間で確認をし合うことが目的です。たしかに家族で農業に従事される方が名を連ねるとというのが本来の形ではありません。農業従事者がおひとりでも過重労働がないよう、自身の働き方の方針として定めるものとなります。

藤井委員 今回、ひとりの家族経営協定書になっています。例えば、補助金を受けたのに、やめてしまう、いなくなってしまうということも想定されるかと思いますが、大丈夫ですか。家族の記載があれば、本人がいなくなってもその家族に連絡できますが、ひとりだと心配ではないですか。

事務局 今回は、そもそも認定新規就農者になりたいという申請がなされています。その認定新規就農者になることで、国などの補助金が使えることとなります。藤井委員ご懸念の点については、定期的に市、県と面談や現地確認があり、目標や計画達成に向けて、確認がなされます。そこで、現状の確認を行いますし、もし全然やれていない、ということがあれば、補助金の返還という可能性もあります。

横道委員 以前、農村生活アドバイザーの関係だったかと記憶していますが、私が似たようなものを作成したときは、自分の夫を記載しました。今回も申請者の配偶者を記載することはできないのでしょうか。

事務局 配偶者については、市とのやり取り等、手伝っていただいておりますが、農作業については行う予定がないため、記載されていません。

藤井委員 家族経営協定書なのに、ひとりということにやはり違和感があります。こ

れではひとり経営協定書ではないですか。

事務局

改めて説明します。この家族経営協定書は、農業経営にかかる家族の取り決めに定めるものになります。今回の申請者は、ご家族がいらっしゃいますが、農業経営には携わらないということで、ご家族の記載はありません。メリットとして、この協定書を作成することで、補助金の採択がされやすくなるということがあります。

なお、採択されたあと、半年に1回、市・県と3者で面談を行い、目標や計画に沿って農業経営ができているか確認をしますし、現地確認も行います。万が一、全然農業経営できていないということであれば、補助金の返還ということにもなります。採択されたあともこのようにフォローアップしていきますので、ご理解いただければと思います。

藤井委員

内容を確認しますと、自己資金より多くの公的資金を利用する計画になっています。ひとりで大丈夫ですか。

事務局

今申し上げましたとおり、制度上、1名でも作成できるということで、1名の協定書になっておりますが、我々としては、市・県・JA等と連携をとり、フォローアップをしていきます。もしご懸念のような状況になれば、補助金の返還を含め、所定の手続きを取っていくこととなります。もちろんそうならないように、フォローアップをしっかり、責任を持って行っていきたいと考えております。

藤田委員

この制度を使った方は過去にいらっしゃいますか。

事務局

瀬戸市でも何名かいらっしゃいます。

高島委員

家族経営協定書なのに、ひとりだというのがどうしても違和感があります。

事務局

本日の農業委員の皆さんのご意見を踏まえ、協定書の内容について、改めて申請者にヒアリングし、来月以降に再度報告させていただきます。

議長

では、本日付議されました案件は全て議了いたしました。
これにて、瀬戸市農業委員会2月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。